



2022.3 発行第 156 号

郡上市商工会

郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

<https://gujo.ne.jp/shoko//Email:gujo@ml.gifushoko.or.jp>
[Facebook:https://www.facebook.com/gujoshoko/](https://www.facebook.com/gujoshoko/)


郡上市商工会 青年部 視察研修報告

郡上市商工会青年部では、部員の資質向上や地域振興に繋がる視察研修を企画し、実践しています。本年度は鳥取県、三重県、石川県への計3回の視察研修を実施しました。

視察で得た見識や取組み、アイデアといった情報を共有するべく、郡上市長を来賓に迎え、視察研修事例発表会を開催する予定でしたが、昨今のコロナ禍の状況を鑑み、令和4年1月19日の青年部常任委員会にて発表を行いました。

鳥取コースでは、「メディアコンテンツの活用を目指す聖地巡礼」をテーマに鳥取県倉吉市へ視察に行き、新たな郡上の地場産業や伝統文化といった観光PR方法を視察しました。

三重コースでは、「地方創生プロジェクト・先進地視察」と題し三重県多気町に昨年オープンした大型商業リゾート施設 VISON (ヴィソン) への視察を行い、地方創生プロジェクトの中心的な施設の視察を通して、郡上市の地方創生について考える機会を作りました。



【倉吉市職員との写真】

石川コースでは、「伝統文化の技術を家具や建築内装に活用した視察」として、石川県輪島市への視察を行い、新たな郡上ブランドのアイデアを模索する事が出来ました。

今回の視察研修の企画及び実施に伴い、青年部員自らが考え行動する事で、郡上市商工会青年部員としての自覚と意識の高揚及び、部員間の交流が図られる結果となりました。また視察で学んだ事を参加者自ら発表する事で、青年部員のプレゼン能力の向上にも繋がりました。



【視察事例発表会の様子】

郡上市商工会青年部では、これからも様々な事を企画し挑戦していきたいと考えておりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

下記 QR コードより発表資料をご確認いただけます♪

鳥取コース



三重コース



石川コース



労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（これを『保険年度』といいます。）の1年を単位として計算することになっています。その額は、すべての労働者の「賃金総額」にその事業に定められた「保険料率」を乗じて算出されます。

具体的には、まず、保険年度の当初に概算保険料を決めて納付（徴収法第15条）しておき、保険年度の末に賃金総額が確定したところで精算（徴収法第19条）するという方法をとっています。

したがって、事業主は新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きとを同時にすることになります。これが「年度更新」手続です。

この年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

なお、労働保険事務組合（商工会）に事務委託をしている事業主の方は、3月末頃に年度更新の書類を郵送いたします。提出期日は4月20日(水)です。遅れないようにご提出をお願いいたします。

※ご不明な点は、当事務組合（郡上市商工会 ☎66-2311）へお問い合わせください。

事業復活支援金について

お手元に決算書、法人の方は法人概況をご準備いただき、下記表に該当の売上を書き込んでみてください。

減少率は **（対象月の売上－基準期間の同月売上）÷基準期間の同月売上×100**

注)個人(白色申告)または農業の方は平成30年・令和元年・令和2年の年間売上高を12か月で割った1か月平均の売上を①～③の売上に記入ください。対象月の売上は売上台帳にある1円単位までの数字を記入ください。

	対象月の売上	①:2018年11月～2019年3月 基準期間 売上	①減少率	②:2019年11月～2020年3月 基準期間 売上	②減少率	③:2020年11月～2021年3月 基準期間 売上	③減少率
11月	令和3年 円	平成30年 円	%	令和1年 円	%	令和2年 円	%
12月	令和3年 円	平成30年 円	%	令和1年 円	%	令和2年 円	%
1月	令和4年 円	平成31年 円	%	令和2年 円	%	令和3年 円	%
2月	令和4年 円	平成31年 円	%	令和2年 円	%	令和3年 円	%
3月	令和4年 円	平成31年 円	%	令和2年 円	%	令和3年 円	%
		①:2018年11月～2019年3月 基準期間 合計 円		②:2019年11月～2020年3月 基準期間 合計 円		③:2020年11月～2021年3月 基準期間 合計 円	

*新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象月と①～③の基準期間で同月と比較し30%以上の減少がみられた場合、申請の対象となりえます。ただし、支給額に関しましては別途算定方式がありますので『事業復活支援金』のホームページにてご確認ください。《お問合せ》専用コールセンター ☎0120-789-140(7時～17時) ☎03-6834-7593(通話料がかかります)



郡上市商工会事業承継支援センターからのお知らせ

【事業引渡情報】《業種》 飲食店 / 《地域》 和良町

- ★譲渡価格 600万円(税抜き)【土地】140坪・【建物】47坪(平成8年新築、増築あり)
- ★平成13年に開業した地域の中心的飲食店舗、カウンター6席、小上がりテーブル2、座敷1階6畳間×3、2階6畳間×2、居住空間としても利用可能。厨房機器一式(ただし、冷蔵庫なし)
- ★即日開業可能な状態で、程度は良好、後ろに和良川が好立地です。オーナーの希望により、低価格で譲渡したいとのことであり、お勧めの事業です。
- ★詳しくは郡上市商工会まで。応募が多い場合は現地見学会を開催します。

申込期限 4/20 まで